

〔参考〕 外来生物法との比較

	条例	外来生物法
規制対象	・国内外を問わず県外より移入されたもの	・国外からの外来生物のみ
規制行為	・野外へのみだりな放逐の禁止（罰則なし）	・飼育、栽培、保管、運搬及び輸入の原則禁止（個人：懲役 3 年以下、罰金 300 万円以下） ・野外への放逐の禁止（個人：懲役 3 年以下、罰金 300 万円以下）
県の責務	・県民への情報提供	
国の責務		・防除 ・国民への情報提供